

厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

令和3年5月28日に住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、長期優良住宅認定について所要の改正が段階的に施行されることとなっております。昨年は、行政庁の審査内容の変更に伴う審査手数料の改正を行ったものですが、今回は新たに、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されたことにより、これに伴う審査手数料を新たに定めるほか、所要の措置を講ずるため、厚木市建築関係手数料条例の一部を改正するものです。

法改正において既存住宅の認定制度が創設された目的は、多世代にわたり良質な住宅が引き継がれていく住宅の循環の普及・定着を図り、脱炭素社会の実現に貢献していくため、長期優良住宅の普及促進と住宅の円滑な取引環境の整備を進めるため今回創設されたものです。

※ 改正法の施行日 一部規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

2 改正内容

(1) 既存住宅の認定制度の創設に伴う手数料の追加

建築行為を伴わない既存住宅の認定制度（以下「既存認定」という。）の創設に伴い、既存認定の審査に対する手数料の額を新たに追加します。

ア 一戸建ての住宅の既存認定及び変更既存認定

イ 共同住宅等の既存認定及び変更既存認定

(2) その他文言の整理

3 施行日

公布の日又は改正法の施行の日のいずれか遅い日

4 条例改正のスケジュール

(1) 統括政策調整会議（4/8）

(2) 経営会議（4/15）

(3) 例規審査会（4/25）

(4) 6月定例会議に提案（6/1）

(5) 自治基本条例推進委員会（6月上旬）

(6) 施行予定日（公布の日又は改正法の施行の日のいずれか遅い日）

5 周知について

市ホームページへの掲載

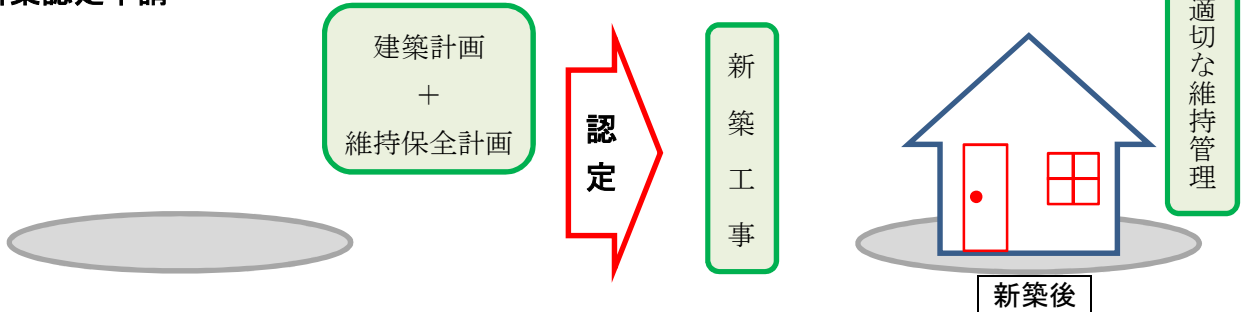
6 その他

市民参加手続については、改正する手数料の額が国から示された手数料算定の考え方に基づき追加することから、厚木市市民参加条例（平成24年厚木市条例第1号）第6条第7項第4号の規定に基づき省略します。

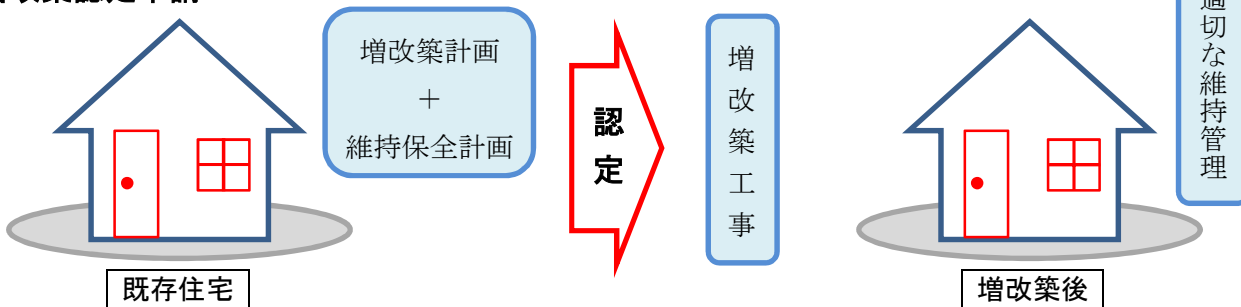
(1) 維持保全計画の認定制度の創設に伴う手数料の追加

現行制度（新築認定・増改築認定）

新築認定申請



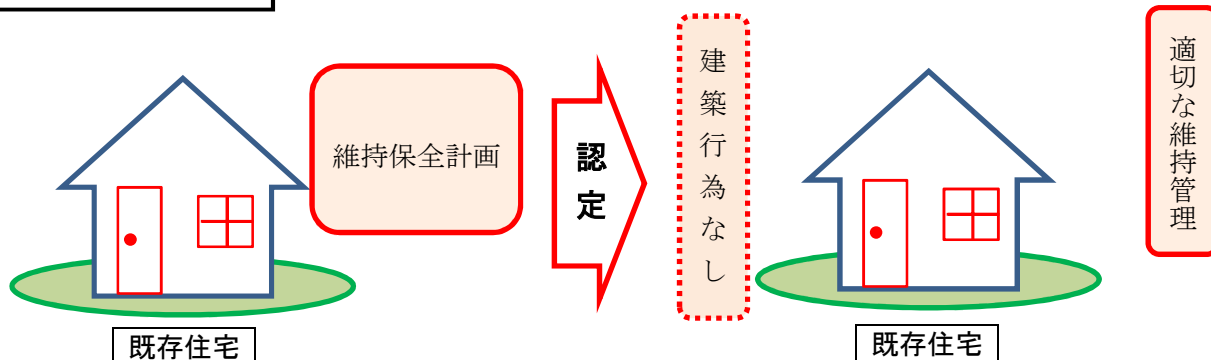
増改築認定申請



※増改築とは、既存住宅を長期使用構造等の基準に適合させる工事（断熱改修等）をいう。

現行の制度では、建築行為を前提とし、建築行為の前にあらかじめ認定を受ける仕組みとなっている。

追加制度（既存認定）



一定の性能を有する住宅であれば、建築行為時でなくても事後的に認定を受けられる認定制度が創設されることに伴い、既存認定の審査に対する手数料の額を新たに追加します。

手数料額の変更点

長期優良住宅の普及の促進に関する法律

(単位：円)

			(追加)		
事前審査ありの場合			新築	増改築	既存認定
			確認書	確認書	確認書
別表比較	別表第2		1の項(1)	3の項(1)	5の項(1)
認定申請	共同住宅等	一戸建ての住宅	8,000	12,000	12,000
		～ 5戸	15,000	23,000	23,000
		6戸～ 10戸	26,000	40,000	40,000
		11戸～ 25戸	41,000	61,000	61,000
		26戸～ 50戸	71,000	110,000	110,000
		51戸～ 100戸	120,000	170,000	170,000
		101戸～ 200戸	190,000	290,000	290,000
		201戸～ 300戸	240,000	360,000	360,000
301戸～	260,000	400,000	400,000		
別表比較	別表第2		2の項(1)	4の項(1)	6の項(1)
認定申請 (変更)	共同住宅等	一戸建ての住宅	4,000	6,000	6,000
		～ 5戸	7,500	11,500	11,500
		6戸～ 10戸	13,000	20,000	20,000
		11戸～ 25戸	20,500	30,500	30,500
		26戸～ 50戸	35,500	55,000	55,000
		51戸～ 100戸	60,000	85,000	85,000
		101戸～ 200戸	95,000	145,000	145,000
		201戸～ 300戸	120,000	180,000	180,000
301戸～	130,000	200,000	200,000		

※認定申請に併せて確認の申請等に対する審査の申出があった場合、別表第1の1の項の規定により算定した手数料の金額を加えた金額とする。

			(追加)		
事前審査なしの場合			新築	増改築	既存認定
別表比較	別表第2		1の項(2)	3の項(2)	5の項(2)
認定申請	共同住宅等	一戸建ての住宅	45,000	68,000	68,000
		～ 5戸	110,000	160,000	160,000
		6戸～ 10戸	170,000	260,000	260,000
		11戸～ 25戸	340,000	510,000	510,000
		26戸～ 50戸	600,000	910,000	910,000
		51戸～ 100戸	1,000,000	1,600,000	1,600,000
		101戸～ 200戸	1,900,000	2,900,000	2,900,000
		201戸～ 300戸	2,700,000	4,100,000	4,100,000
301戸～	3,400,000	5,000,000	5,000,000		
別表比較	別表第2		2の項(2)	4の項(2)	6の項(2)
認定申請 (変更)	共同住宅等	一戸建ての住宅	22,500	34,000	34,000
		～ 5戸	55,000	80,000	80,000
		6戸～ 10戸	85,000	130,000	130,000
		11戸～ 25戸	170,000	255,000	255,000
		26戸～ 50戸	300,000	455,000	455,000
		51戸～ 100戸	500,000	800,000	800,000
		101戸～ 200戸	950,000	1,450,000	1,450,000
		201戸～ 300戸	1,350,000	2,050,000	2,050,000
301戸～	1,700,000	2,500,000	2,500,000		

※認定申請に併せて確認の申請等に対する審査の申出があった場合、別表第1の1の項の規定により算定した手数料の金額を加えた金額とする。

別表比較	別表第2	7の項
譲受人の決定又は管理者等の選任による変更申請		2,100
別表比較	別表第2	8の項
地位の承継の承認申請		1,700
別表比較	別表第2	9の項
容積率の特例の許可申請		160,000